

# ヨーロッパ・スポーツフォアオール憲章

1975年3月20日

第一条 すべての個人は、スポーツに参加する権利を持つ。

第二条 スポーツ振興は、人間性を発展させるひとつの重要な要素として奨励されるべきであり、これのための援助は、公的財源からの支出をもってなされなければならない。

第三条 スポーツは、社会・文化を発展させる一要素なのであるから、各地域、地方および国家段階において、教育、健康、社会事業、都市および地域計画、環境保全、芸術および余暇対策事業等の分野を異にする政策の立案・計画に対してもかかわりをもたねばならない。

第四条 どの政府も、公的機関と民間組織とのあいだの永続的かつ効果的な協力を助長すべきであり、〈みんなのため のスポーツ〉の発展と協力をはかる国家的組織の設立を奨励すべきである。

第五条 スポーツおよびスポーツマンを、政治的、商業的あるいは金銭的利益への利用から保護し、さらにまた薬剤の不正使用を含む悪と墮落の習慣から保護するために、いくつかの方法が試みられねばならない。

第六条 スポーツへの参加の規模は、とりわけ、施設の広さ、多様性および利用のしやすさによって左右されるのであるから、全般的な施設計画は、公的機関の所管事項として考えられるべきであり、地域、地方および国家にとっての必要性が勘案されるべきであり、さらにまた新設、既設の施設をふたつながら十分に活用することを狙った諸方策を組み込まねばならない。

第七条 レクリエーションの目的で田園地帯および水辺地域へ立ち入ることを保証するため、所要の場合には立法措置を含む諸方策がとられねばならない。

第八条 いかなるスポーツ振興計画においても、行政的、専門的な管理業務、指導およびコーチ等あらゆる部門における有資格職員の必要性が認められねばならない。

[ Draft Recommendation on the European Sport for All Charter ]